

オーストリア・クレムジール憲法草案 再考
—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との
思いがけない類似性をめぐって—

奥 正 嗣*

**A Re-evaluation of the Kremsier Draft Constitution
— A comparison between the Kremsier Draft Constitution of
1848-1849 and the 1920 Austrian Federal Constitution —**

Masatsugu Oku *

Abstract

The Kremsier Draft Constitution of 1848-1849 is examined and compared with the 1920 Austrian Federal Constitution.

The famous Austrian jurist, Hans Kelsen, once pointed out with astonishment that: “The Kremsier Draft Constitution is unexpectedly similar to the 1920 Federal Constitution.” The Kremsier Draft Constitution was amended in detail only in 1925 and 1929 and forms the basis of the current Federal Constitution.

There are various reasons, especially objections from the Austrian Emperor, why the Kremsier Draft Constitution was not put into effect, but it addressed serious issues such as popular sovereignty, federalism, ethnic concerns and basic human rights.

Therefore the Kremsier Constitution even now occupies a preeminent position in Austrian constitutional history.

キーワード

オーストリア憲法、クレムジール憲法草案、立憲主義

はじめに

1848年7月22日から1849年3月4日まで、まずウィーンで、その後1848年11月22日から

*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授〈2009.9.30受理〉

モラヴィアのクレムジールで開催されたオーストリア帝国議会は、憲法草案を審議し、一部について可決した。これがクレムジール憲法である。この立憲主義的憲法は、当時のオーストリア帝国ばかりではなく、後のオーストリア1867年憲法を経て、現在のオーストリア連邦憲法にも影響を与えている画期的な憲法である。オーストリア帝国において初めて、「すべての国家権力は、国民から生ずる。」という原則が採られた。同時にまた、クレムジール憲法は、政治犯に対する死刑の廃止などを始めとして、“1848年4月のピラースドルフ憲法の基本権カタログを超えるところの包括的な基本権カタログを持ち、内容的により豊かで、より熟慮がなされ、より独創的である”という評価がなされている。さらに、論者によって、“クレムジール憲法と1920年連邦憲法との間に思いがけない（意図的にしたものではない）(unbeabsichtigt) 類似性が存する”、“クレムジール憲法は1867年憲法を内容的に超えている”、“クレムジール憲法はすでに社会権を規定している”など、注目すべき見解が多々指摘されている。憲法制定議会に代表を送っていないという理由でハンガリーとロンバルディア・ヴェネツィアには適用されなかったが、クレムジール憲法は、オーストリア帝国の全体にわたって、国民主権、連邦制、中央集権制、民族問題、基本権など重要問題につき真剣に取り組み、オーストリア憲法史上燦然たる地位を今なお占めている。そこで、本稿において、クレムジール憲法草案を条文とともに検討し、後の1849年欽定3月憲法、1867年12月憲法とのつながりを指摘し、1925年と1929年に改正がなされたが今日のオーストリア連邦憲法の基礎をなしているところの1920年連邦憲法との比較対照を行うことによって、クレムジール憲法の意義を改めて考察したいと考える。

第1章 クレムジール憲法草案の概観

1. 総論

1849年のクレムジール憲法草案は、1791年および1793年のフランス憲法、1831年のベルギー憲法、1848年から1849年にかけてのフランクフルト国民議会の憲法草案などを模範にして創られ、1848年のピラースドルフ憲法よりもより一層近代的な性格を持つものであった。その民主的な内容において、後の1867年の12月憲法を超えるものであった。クレムジール憲法草案には、当初から、「国民主権主義の原理」が明白に規定されていた。

クレムジール憲法草案は最終的に実施されずに終わったが、次の2点において重要な意義を有している。まず第1に、オーストリアにおける市民的民主的運動の重要な文書であるという点である。第2に、クレムジール憲法制定議会において、王侯・貴族・教会が重要な影響を及ぼすことがなかったゆえに、諸民族がお互いの合意に基づいて憲法を制定し、後の時代に生ずる民族闘争の観点から見ても、オーストリア憲法史において最も重要な事実の一つを形作ったという点である。

特に立法権の領域において、ドイツ系民族の「中央集権的」諸勢力とその他の民族の「連邦主義的」運動との間にある種の妥協が成立し、適度な権力の分散が達成された。とりわけ、「郡 (Kreis)」の新たな創出と価値づけが以上のことに寄与した。郡は、従来からの行政区 (Verwaltungskreis) と同じではなく、空間的にはより大きく、しかも、できる限り諸民族の居住地域を考慮して決定すべきものとされていた。例えば、フォアルベルクを

含めてティロルは、ドイツティロル、ヴェルシュ（スイス）ティロル、フォアルベルクの3つに分けられた。

「立法権」は、帝国、邦、郡に分属する。邦の立法権限事項（114条以下）として、邦財政、文化・学術振興、救貧制度、病院、奉公人法規、建築法規、営業法規、道路・水路など交通制度、国民教育の実施立法、宗教および教会、地方警察がある。また、郡の立法権限事項（125条以下）として、市町村（ゲマインデ）事項、郡の交通制度、国民教育の実施立法、教育言語の決定、救貧制度、病院、農業振興がある。1867年12月憲法とは異なり、邦や郡の権限は制限列挙されており、邦や郡の権限に明白に帰属しないあらゆる事項は、帝国の権限に属した。

「行政権」については、邦行政は国家行政の一部として行われたため、邦は何ら固有の行政権限を有せず、郡は、上述した立法権限事項について行政権限を有した。さらに、郡は、その任務の支払いに当てるため、郡の税金を取り立てる権限を有していた（127条）。こうした郡への権限の割り当ては、特殊固有な民族問題を処理する際には、帝国や邦の官庁ではなく、できる限りその地域の役所に託すのがふさわしいという基本的思想を実現したものと見える。

「司法権」は、原則的に国が独占したが、民族が混在する邦においては、仲裁裁判所の設置の可能性が残されていた（113条）。国民も、陪審裁判によって、「司法」に参加することが可能であった（基本権規定3条）。

以上のような先駆的な内容を有するクレムジール憲法草案ではあったが、1848年4月25日のピラースドルフ憲法と同様にハンガリーとロンバルディア・ベネツィアはその適用を除外され、基本的には、オーストリア、ボヘミア、ポーランドの諸邦にのみ適用されるものとされ、ハンガリー問題については、何らの解決を示すものではないという弱点を有していた。

2. 帝国の諸機関とその権限

クレムジール憲法草案もまた、皇帝による「立法権」と「行政権」の権力の結びつきを規定していた。しかし、国民代表機関である議会は、クレムジール憲法とはほぼ同時期の、1848年4月25日のピラースドルフ憲法、1849年3月4日の欽定3月憲法（シュタディオン憲法）と比較して、明らかにより多くの権限を備えていた。

(1) 皇帝

皇帝の権限は、憲法によって決められた。皇帝は、招集された帝国議会の前で、憲法を遵守することを宣誓しなければならない。こうした宣誓の後をはじめて、新たな君主は統治権を行使することができた。皇帝は、神聖不可侵であり、統治権の行使に際して責任を負わない。その統治行為には責任を有する大臣の署名を必要とした。皇帝は、大臣を任免し、あらゆる官吏を配した（人事高権）。また、軍隊に対して最高指揮権を有し、外部に向かって帝国を代表した。

(2) 帝国議会と立法権

帝国の立法権は、皇帝と帝国議会とが共同で行使した。帝国議会は二院から成り、皇帝によって予め召集されていない限り、毎年3月15日に召集された。下院（庶民院）（*Volkskammer*）は、360人の議員から構成された。選挙区へ議席を配分するに際しては、農村地域よりも都市に優先権が与えられた結果、都市市民は、地主や農民の代表者に比べ、自己の権利を主張することがより一層容易となった。下院議員の選挙権は、クレムジール憲法草案95条に示されるように、毎年一定の額（この額は固有の選挙法で定められ、5グルテンを下ることが許されなかった。）の直接税を納入する満24歳以上のすべての男性オーストリア国民に与えられた。選挙権からの女性の排除は、帝国議会議員にとっても余りにも自明のこのように思えたゆえに、憲法の文言にも一度も取り上げられたことがなかった。以上の状況は、下オーストリア代表議員であったブレストル(Brestel)が、「女性(Weib)も税金など国家負担を分担しているという理由で、女性に選挙権を認めようとするならば、同様の理由で、子供や愚か者にまで選挙権を認めなければならなくなってしまうだろう。」と発言したことに如実に示されている。さまざまな政治的見解がある中、女性参政権拒否については幅広い一致が存在していたのである。下院議員の選挙は、直接選挙により、多数決選挙の原理に基づいて実施された。他方、上院（地方院）（*Länderkammer*）は、それぞれの邦議会の選挙によって選ばれたそれぞれ6人の邦の代表者と、それぞれの郡議会の選挙によって選ばれたそれぞれ1名の郡の代表者から構成された。それゆえ、さまざまな民族が住む邦においては、少数民族の利益もまた、帝国議会に反映されるような配慮がなされていたのである。

立法の発案権は、皇帝と両院がともに有した。法律の成立には、帝国議会両院の一致の議決と皇帝の裁可を必要とした。皇帝は、自己の憲法上の権限が侵害される場合を別として、停止的拒否権しか有しなかった。帝国議会は、次のような複雑な手続においてのみ、皇帝の停止的拒否権を排除することができた。すなわち、帝国議会は、その法律案を、次の会期に再び決議することができた。皇帝が再度裁可を拒んだならば、皇帝は帝国議회를解散し、新たな選挙を公示しなければならなかった。新たに選挙された帝国議会が、その法律案を新たに受け入れるならば、皇帝は、もはや裁可を拒むことはできない。こうした規定の存在理由は、新たな選挙の公示によって、争いの問題点は最高主権者としての国民の決定に委ねるという考え方にある。

通常法律が有効に成立するためには、各議院の議員の過半数の出席のもと、その絶対多数を必要とした。憲法については、特に存続保護が図られており、憲法改正については、帝国議회를解散し、新たな選挙で選ばれた両議院の議員のそれぞれ4分の3以上の出席のもと、その3分の2以上の賛成を必要とした。

クレムジール憲法草案は、国家財政のコントロールについても規定したが、このことも、君主の地位の縮小をもたらすことになった。帝国のあらゆる収入(歳入)および支出(歳出)は、毎年、皇帝が予め見積もりをたて、法律による議決を経なければならないものとされた。この法律による議決については、下院（庶民院）のみが投票することができた。ちなみに、1867年憲法では、財政法案において個々の金額につき両院の一致の議決が得られな

いような場合は、より少ない金額で承認されたものとされた。下院優位の考え方は示されていない（「帝国代議制度に関する基本法」13条3項）。

（3）官庁と行政権

行政権は、皇帝にのみ帰属し、責任を負う大臣によって行使された。

中央官庁については、その頂点に、皇帝によって任命され皇帝の指図に拘束される大臣が君臨した。諸大臣は、その職務活動につき帝国議会に責任を負い、職権を濫用した場合には、帝国議会の議院の決議により、帝国最高裁判所（das Oberste Reichsgericht）に訴えを提起された。

中級官庁については、それぞれの邦には、皇帝によって任命されるところの邦の長が存在した。彼らは、2つ以上の郡から成る邦においては総督（Statthalter）、そうでない邦においては地方長官（Landeshauptmann）（Gouverneur）と呼ばれた。

（4）裁判所と司法権

司法権は、全帝国を通じて、身分保障のある独立の裁判官によって、皇帝の名で、法律に従って行使された。裁判官の罷免は、帝国最高裁判所の判決によってのみ可能であった。司法と行政は分離され、お互いに自主独立であるべきものとされた。司法手続は、口頭、公開であった。刑事事件については、弾劾（訴追）主義が妥当した。重罪、政治犯および出版犯については、陪審裁判が認められていた。

帝国最高裁判所の設立が意図されていた。帝国最高裁判所は、基本権違反、裁判官の罷免、国家機関相互間の権限争議、大臣訴追、国家元首・帝国議会・邦議会に対する陰謀ないし暗殺に対する公訴の裁判などにつき管轄権を有するものとされていた。

3. 邦、郡、市町村

邦の国民は、邦の立法には関与できたが、邦行政に対する関与は認められなかった。

邦の立法権は、邦議会と皇帝が共同で行使した。邦議会議員の選挙権について定めることとされている邦の選挙法は、帝国議会下院（庶民院）につき規定する選挙法よりもより厳しい制限を課すことが許されなかった。邦の立法権は、邦議会と皇帝との共同行使ということで、しかも国における「停止的拒否権」のごとき文言もなかったため、皇帝は、「絶対的拒否権」を有した。邦は帝国の一行政区にすぎず、邦行政の頂点には、皇帝によって任命された総督ないし地方長官が君臨し、帝国法律および邦法律の執行を行うものとされていた。クレムジール憲法草案103条によれば、総督には、皇帝によって任命されるところの総督府参事を助手としてつけることができ、この場合には、総督は、行政行為という形で邦法律を執行する際には、責任を有する総督府参事の署名を必要とした。

14の邦のうち6つの邦が、居住者の国籍を考慮して、郡に細分された。郡議会議員の選挙は、邦議会議員の選挙と同時に行われるものとされた。郡議会は、郡の権限の範囲内において、立法権と行政権を行使する。

市町村は、もっぱら市町村の利益に関わるあらゆる事項について、自己決定権を保障さ

れていた。

4. 基本権

クレムジール憲法草案は、包括的な基本権カタログを含んでおり、後に、1867年に発せられた「国民の一般的権利に関する国家基本法」の模範となった。その内容は、例えば、法の前の平等、居住移転の自由、家宅権の保護、信書の不可侵、集会結社の自由、思想良心の自由、信教の自由、学問・教授の自由、出版の自由、所有権の不可侵など、圧倒的に自由権的基本権が占めていた。「オーストリア国民は、十分な公の施設で、普通国民教育を受ける権利を保障される。」（基本権規定17条）という教育権の考え方は、「学校などにおける言語の平等取扱い」（基本権規定19条）規定とあいまって、自由権的基本権保障を超えて、すでに社会的な基本権保障の片鱗を見出すことができる。

ヴァルターなど多数の学説は、クレムジール憲法草案における基本権保障は、ピラースドルフ憲法におけるのと異なり、単なる権利宣言にとどまるだけではなく、実際的な権利保護機能を有するものと考えている。国家官吏が権限を行使するに際して基本権に違反した場合には、基本権を侵害された者は、国家に対する民事訴訟によって完全な補償を要求することができる。この訴えについては、帝国最高裁判所が管轄権を有した。もっとも、この点につき見解の対立があり、ウィーン大学教授ブラウネーダーは、クレムジール憲法草案の基本権規定は単なる国家目標規定だとしている。

第2章 クレムジール憲法草案の個別的考察

I. 国家領域とその区分

① 立憲主義的世襲君主制（1条）

オーストリア帝国は、不可分の立憲主義的世襲君主制国家である。

② 帝国諸邦（2条）

この憲法が適用される帝国諸邦は、以下の通りである。

1. ボヘミア王国
2. クラクフを含むガリツィアおよびロドメリア王国
3. ダルマチア王国
4. 下エンスのオーストリア大公国
5. イン川地区を除く上エンスのオーストリア大公国
6. イン川地区を含むザルツブルク公国
7. シュタイアーマルク公国
8. ケルンテン公国
9. クライン公国
10. シレジア公国
11. モラヴィア辺境伯領
12. フォアルベルクを含むティロール伯領
13. 沿岸地方

14. ブコヴィナ

③ 郡（3条）

クラクフを含むガリツィアおよびロドメリアは10郡、ボヘミアは9郡、モラヴィアは4郡、下エンス・オーストリアは3郡、フォアルベルクを含めたティロールは3郡（ドイツティロール、ヴェルシュティロール、フォアルベルク）、シュタイアーマルクは2郡に区分される。これらの郡の境界は、帝国法によって、できる限り、民族を考慮して確定される。その他の帝国諸邦は、各々1つの郡を構成する。

④ 邦と帝国の関係（4条）

帝国諸邦は、お互いに完全に平等の権限関係に立ち、帝国全体に対して不可分の組織的構成部分を成す。

⑤ 邦の自立性、不可侵性（5条）

すべての邦は、この憲法によって定められた制限内において自治権を認められ、その領域の不可侵性を保障される。

⑥ 邦の帝国への受け入れ（6条）

新たな邦を、この憲法が適用される帝国に受け入れるについては、帝国立法権の承認を要する。

II. 国民の基本権

7条～32条として予定されていたが、帝国議会の審議および可決が未了ゆえ、憲法草案の追加条項（Anhang）として別に規定されている。後述する。

III. 統治権一般

第3章全体は、中央権力（皇帝、帝国大臣、帝国議会）、地方権力（邦行政権、邦議会、郡議会、市町村（ゲマインデ））についての記述である（筆者注）。

① 統治権の行使方法（33条）

すべて統治権は、クレムジール憲法によって定められた方法に基づいてのみ行使される。

② 統治権の及ぶ範囲（34条）

帝国の統治権は、帝国全体に及ぶ。邦の統治権は、それぞれの邦に及ぶ。帝国と邦の統治権につき権限争いが生じた場合には、帝国の権限と推定される。

③ 立法権（35条）

帝国立法権は、皇帝と帝国議会が共同で行使し、邦立法権は、邦の長としての皇帝と邦議会または郡議会が共同で行使する。

④ 法律案の提案権（36条）

法律案の提案権は、帝国、邦につき、それぞれ立法権を有する者に帰属する。

⑤ 法律の解釈権（37条）

法律の有権的解釈権は、立法権にのみ属する。

⑥ 執行権（38条）

執行権は、皇帝にのみ帰属し、責任を負うべき大臣によって行使される。

⑦ 司法権 (39条)

司法権は、全帝国において同じ法律により、身分保障のある裁判官によって、皇帝の名の下において行使される。

1. 帝国の統治権

A. 皇帝

① 皇位の世襲制 (40条)

オースリア皇帝の地位は、1713年のプラグマティシエ・ザンクツィオン (pragmatische Sanktion) (国事詔書) の定めるところに従って、ハプスブルク・ロートリンゲン家が世襲する。

② 皇帝の権利・権限 (41条)

皇帝に帰属する権利および権限は、憲法によって定められる。

③ 皇帝の神聖不可侵性 (42条)

皇帝は、神聖不可侵であり、統治権の行使について責任を負わない。

④ 皇帝の宣誓 (43条)

皇帝は、クレムジール憲法承認後、皇帝の承継者は、即位後ただちに、召集された帝国議会の前で、「余は、帝国憲法に違反することなく厳守し、この憲法及び法律に基づき統治することを誓う。神のご加護がありますように。」という宣誓を行う。

⑤ 皇帝の統治行為、大臣の副署 (44条)

皇帝の統治行為は、大臣によって副署された場合のみ効力を有する。大臣は、副署することによって、皇帝の行為につき、(筆者注：帝国議会に対して) 責任を負う。

⑥ 大臣の任免、統帥権 (45条)

皇帝は、大臣を任免し、憲法および法律によって定められた諸規定を遵守して、すべての官吏を配する。皇帝は、陸軍および海軍に対して統帥権を有する。

⑦ 法律の裁可・公布・執行 (46条)

皇帝は、法律を裁可し公布する。法律の執行に関して必要な命令を発することができる。ただし、当該法律を停止したり、個々の規定の適用を免れることができない。

⑧ 宣戦布告、条約締結 (47条)

皇帝は、宣戦布告し、同盟を結び、平和および通商条約を締結し、可能な限り早く、必要な報告を付けて、帝国議会に通知しなければならない。

⑨ 帝国議会による条約承認 (48条)

通商条約、および国家に負担を負わしめ、あるいは個々の国民に義務を課する条約は、帝国議会の承認を得て初めて効力を有する。

⑩ 帝国議会の召集・休会・解散 (49条)

皇帝は、帝国議会を開会および閉会する。皇帝は、一定の時期以外においても、帝国議会を召集し、休会し、一院または両院を解散する権利を有する。

⑪ 帝国議会の休会 (50条)

帝国議会の休会は、1ヶ月の期間を超えることは許されない。同じ会期中、帝国議会の承認がなければ、再び休会することはできない。一院が解散し、新たに選挙された議員による院の召集に至るまで、他の院は休会となる。

⑫ 帝国議会の解散 (51条)

一院または両院の解散により、新たな選挙の施行に関する命令に基づき、解散の日から数えて3ヶ月以内に新たな帝国議会の召集が行われなければならない。解散は、1年内に、再び行われてはならない。

⑬ 恩赦 (52条)

皇帝は、裁判官によって宣告された刑を減免する権利を有する。ただし、大臣に関する諸規定を除く。

⑭ 栄典の授与 (53条)

皇帝は、勲章・称号・栄誉を授けることができる。ただし、こうした授与は、いかなる特権も伴わない。

⑮ 貨幣の鑄造権 (54条)

皇帝のみが、法律の規定に基づき、貨幣を鑄造する権利を有する。

⑯ 王室費 (55条)

皇帝の即位後統治期間の継続中、王室費は、帝国議会によって確定される。皇族の扶持および持参金は、その都度、法律によって定める。

⑰ 皇帝の崩御 (56条)

皇帝が崩御した場合においては、帝国議会は、皇帝の崩御の日から数えて4週間以内に、一院または両院が解散している場合には、遅くとも6週間以内に、召集されなければならない。

⑱ 新皇帝と宣誓 (57条)

新たな君主は、憲法上の宣誓をしなければ、統治権を行使することはできない。皇帝が崩御された時に、帝国議会が召集されていない場合には、皇位継承者が帝国最高裁判所裁判官の同席の下において自筆で作成し、帝国最高裁判所によって受け入れられた宣誓用の決まり文句(43条参照)が、しばらくの間、その後帝国議会において現実に行われる宣誓に代わる。

⑲ 王位継承者の成年年齢 (58条)

王位継承者は、満18歳をもって成年とする。

⑳ 摂政の設置 (59条)

皇帝が未成年の場合、あるいは、統治することができない場合には、摂政が置かれる。この場合において、帝国議会が召集されていないときは、帝国議会が、56条に定められた期間内に、摂政の選出に関して召集されなければならない。それまで、既存の責任内閣が日常業務を引き続き行わねばならない。

㉑ 摂政の選出 (60条)

摂政の職務は、統治能力を有する皇子が存在する限り、その一人にのみ委譲することができる。摂政は、帝国議会の両院総会において、絶対多数をもって選出される。

②② 摂政の統治権行使 (61条)

摂政は、憲法上の宣誓を行って後初めて、皇帝の有する憲法に基づく統治権を行使する。

②③ 摂政と憲法改正 (62条)

摂政が置かれている間、皇帝の権限を縮小する憲法上のいかなる改正も行うことができない。

②④ 皇帝の海外滞在 (63条)

皇帝は、帝国議会の承認がなければ、1年につき2ヶ月を超える期間、外国に滞在することができない。また、このような場合においては、1人の責任大臣が付き添わなければならない。

B. 帝国大臣

① 帝国内閣、帝国大臣 (64条)

帝国の内閣は、帝国の統治権を統轄する。帝国大臣の任命、大臣の数の決定、各大臣への事務の配分は、もっぱら皇帝の権限に属する。

② 大臣責任制 (65条)

各大臣は、その職務の行使に対して責任を負う。

③ 大臣の資格 (66条)

皇族の構成員の何人も、また、生まれながらのオーストリア国民でない者は何人も、大臣になることができない。

④ 大臣の帝国議会立ち入り権・出席義務 (67条)

大臣は帝国議会に立ち入りを許されており、帝国議会の要求があればいつでも、意見を述べなければならない。両院は、大臣の出席を要求することができる。大臣は、自己が属する院においてのみ、投票権を有する。

⑤ 大臣の責任 (68条)

皇帝は、大臣の責任を免除することができない。

⑥ 大臣の訴追 (69条)

大臣は、職権の濫用、特に憲法違反、反逆、収賄のゆえに、帝国議会の院の議決によってのみ起訴されうる。

⑦ 大臣の赦免 (70条)

皇帝は、帝国最高裁判所によって有罪判決を受けた大臣に対して、訴追した院の要求がある場合のみ恩赦を与えることができる。

⑧ 大臣の責任・訴追・刑罰 (71条)

憲法の構成部分として通用するところの帝国特別法が、大臣の責任、訴追に関する手続、科せられる刑罰に関するより詳細な規定を定める。

⑨ 帝国評議会 (72条)

内閣を助言補助する帝国評議会の設置、およびその活動内容の定めは、帝国特別法に委ねられる。

C. 帝国議会

① 二院制 (73条)

帝国議会は、庶民院と地方院の二院で構成される。

② 帝国議会の召集 (74条)

帝国議会は、皇帝によって予め召集されている場合を除き、通常、毎年3月15日に召集される。

③ 自由委任 (75条)

両議院の議員は、この憲法が適用される帝国全体を代表する。また、何ら指令を受けず、自ら投票権を行使する。

④ 会議の公開 (76条)

両議院の会議は公開である。両議院の議長、または、庶民院において20人以上、地方院においては10人以上の議員の要求があり、多数決をもって、聴衆を排除することを決定した場合においては、例外的に公開しないことができる。

⑤ 議員の資格争訟 (77条)

各議院は、その議員の選挙の有効性について判断する権利を有する。

⑥ 議会議員および官吏の新たな選挙 (78条)

帝国議会の議員が有給の官職を得、または、帝国議会で選ばれた官吏がより高い職務を得るときは、徐々に昇進してより高い給与または手当を得る場合を除き、その者に対して新たな選挙が行われなければならない。

⑦ 官公吏の休暇請求権 (79条)

選挙で選ばれた官公吏は何人も、必要な休暇を拒否されない。

⑧ 両議院の議員の兼職の禁止 (80条)

何人も、同時に、両議院の議員たることはできない。

⑨ 議員の免責特権 (81条)

議員は、その活動に関して司法的に訴追されず、法的責任を追及されない。

⑩ 議員の不逮捕特権 (82条)

議員は、帝国議会の招集前および会期中、現行犯による逮捕の場合を除いては、その属する議院の明白な承諾がなければ、司法的に訴追されず、また逮捕されない。議院の要求があれば、逮捕を中止し、また全会期中、訴追を延期しなければならない。

⑪ 議員の日当・旅費 (83条)

帝国議会の各議員は、特別法の定めるところに従って、日当および旅費を受ける。この受給を放棄できず、またあらかじめ第三者のために処分できない。

⑫ 議長、役員 (84条)

各議院は、全会期中、その議長およびその他の役員を選任する。

⑬ 定足数、議決数 (85条)

各議院において、その議決が有効であるためには、議員の過半数が出席し、その出席議員の絶対多数を必要とする。各議院が行う選挙で、これと異なった規定は、議院規則の定めるところによる。

⑭ 議決の成立 (86条)

両議院の一致の採決によって、帝国議会の議決が成立する。

⑮ 皇帝の裁可 (87条)

皇帝が、帝国議会の議決を裁可しないときは、その議決は帝国法律として効力を有しない。裁可が得られない場合においては、その法律案を同じ会期に再度提出することが許されない。帝国議会議決に対する皇帝の裁可は、いかなる場合でも、その議決がなされた会期の終結前になされなければならない。

⑯ 皇帝の停止的拒否権 (88条)

法律案が、次の通常の会期において、修正なしに再度議決されたが、ふたたび皇帝の裁可が得られなかったときは、帝国議会が解散されねばならない。新たに召集された帝国議会が同じ法律案を修正なしに再度議決した場合には、皇帝は裁可を拒むことは許されない。

⑰ 委員会 (89条)

各議院は、情報を得るため、事実調査に関する委員会を任命する権利を有する。

⑱ 請願 (90条)

帝国議会は、議員によって各院に提出された場合を除き、請願を受け取ることが許されない。請願書を自ら直接提出することや、代理を通じて受け取るとは許されない。

⑲ 請願に関する議院の諸権利 (91条)

各議院は、大臣に情報を求め、大臣に調査をさせ、請願を処理するよう付託し、また請願を遵守するよう勧める権利を有する。

⑳ 質問権 (92条)

帝国議会の各議員は、大臣に対して質問する権利を有する。

㉑ 議院規則の定め (93条)

事務手続、両議院の相互関係および外部関係に関するより詳細な規定は、議院規則の定めるところによる。

(a) 庶民院

① 議員定数 (94条)

庶民院は、360人の議員から構成される。都市区域も含めて選挙法において定められるべき一定の大規模町村からは80人の議員を、その他の地域からは280人の議員を選出する。

② 選挙権 (95条)

選挙権は、(a) 満24歳以上で、(b) 国民の権利を完全に享有し、(c) 選挙法によって定められた最低限度の直接税 (選挙法によって定められるべき最低金額は、5グルテンを下ることはできない。)を支払うか、あるいは、借地料ないし家賃を支払い、それによって同額の直接税の支払いが問題にならないところの、すべてのオーストリア国民 (筆者注: 女性を除く) に与えられる。

③ 郡 (クライス) と選挙区 (96条)

選挙は、直接投票で、投票者の4分の1以上の比較多数によって決せられる。それぞれの郡（クライス）は、みずから代表を出す権限を与えられている地域を除いて、選挙法に従い各選挙区からそれぞれ公民数に比例して2人ないし3人の代表が選出されるように、各選挙区に分割されねばならない。

④ 被選挙権（97条）

被選挙権は、(a) 満28歳以上で、(b) 国民の権利を完全に享有し、(c) 帝国内に1年以上定まった住所を有するところの、オーストリア国民に与えられる。

⑤ 立法期（98条）

庶民院の立法期は、3年である。

(b) 地方院

① 代表議員（99条）

地方院は、邦議会によって選ばれたところの、各邦6人の代表者、および、2つ以上の郡（クライス）から成る邦にあっては、それぞれの郡議会によって選出された各郡1人の代表者から構成される。

② 半数改選（100条）

地方院の代表議員は、6年の任期で選出される。3年ごとに、各邦代表者の半数および各郡代表者の半数が入れ替わらなければならない。

③ 被選挙権（101条）

邦議会の被選挙権を有する満33歳以上の者は、地方院の議員としての被選挙権を有する。

2. 邦の統治権

A. 邦行政

① 総督、地方長官（102条）

各邦の行政の頂点には、帝国法律の執行、および帝国統治権の行使のために帝国内閣に責任を負うところの、皇帝によって任命された長が君臨する。その長は、2つ以上の郡から成る邦においては総督、1つの郡から成る邦においては地方長官（ゲーベルニュール）と呼ばれる。

② 総督府参事（103条）

皇帝によって任命され、邦法律の執行に対して責任を負うところの総督府参事を、帝国の統一性や帝国の権限を混乱させることなく、総督を補助するため助手としてつけるべきかどうか、またどの程度補助させるべきかどうかについては、当該邦憲法の定めるところによる。

③ 総督、地方長官、総督府参事の責任（104条）

地方長官（ゲーベルニュール）、総督、あるいは、総督に責任を負い総督を補助する総督府参事がいる場合には、副署した総督府参事は、邦法律の執行につき、邦議会に対して責任を負う。責任を負う総督府参事が存在する場合には、邦法律の執行

に関わる総督の行為は、責任を負う総督府参事の副署がなければ、何ら効力を有しない。

④ 総督、地方長官、総督府参事の訴追（105条）

邦議会は、地方長官（ゲーベルニュール）、総督、総督府参事を訴追する権利を有する。判決を下す権限は、帝国最高裁判所に属する。

⑤ 総督、地方長官、総督府参事の邦議会への立ち入り権と出席義務（106条）

地方長官（ゲーベルニュール）、総督、総督府参事は、邦議会に立ち入りを許されており、邦議会の要請があれば意見を述べなければならない。邦議会は、彼らの出席を要求することができる。

⑥ 総督および地方長官の事務処理（107条）

総督および地方長官（ゲーベルニュール）は、内務省および文部省の所轄に属するすべての事項を、当該省の名でもって直接処理しなければならない。しかし、大学および高等工業学校についての事項は、予め、省と協調（協力）しなければならない。

⑦ 総督および地方長官の事務処理（108条）

総督および地方長官（ゲーベルニュール）は、内務・文部以外の省に属する事項を当該省の名でもって直接処理しうるか、あるいはより重要な場合において与えられた指図に従って処理しうるかについては、それぞれの邦の行政組織による。

⑧ 邦議会事務官吏（109条）

それぞれの邦において、邦議会の自立的立法権に属する事務のために任じられる官吏に関する定めは、邦憲法と邦立法に委ねられる。

B. 邦議会

① 邦議会（110条）

それぞれ邦は、独自の邦議会を開催する権限を有する。

② 邦憲法の制定（111条）

憲法制定邦議会によって制定された邦憲法は、帝国立法権によって認可されて初めて発効する。後に実施される邦憲法の改正についても同様である。帝国議会は、邦憲法の諸規定が帝国憲法に定める基本原則と矛盾しない場合には、認可を拒んではならない。

この条文に関連して、第IX章のあとに、経過規定として、次の規定がある（筆者注）。

すべて帝国諸邦の憲法制定邦議会の代表者の選挙に関しては、次の点は別にして、帝国議会庶民院についての選挙法が適用される。

1. 住民数6千人以上1万人未満の地方においては1人の代表者、住民数1万人以上1万5千人未満の地方においては2人の代表者、住民数1万5千人以上3万人未満の地方においては3人の代表者、住民数3万人以上の地方においては3人を基本として、住民数から3万人を引いた数が2万5千人を超えるごとに1人を追加した数の代表者を選挙する。この規定によって、住民数3万人以上の地方の代表者の数が、

残りの地方の代表者の数の3分の1よりも少なくなるならば、3分の1に達するように比例的に、3万人以上の地方に関わる住民の数（2万5千人）を減少させる。もし、邦議会代表者の数が60人より少なくなるならば、全代表者の数が60人に達するように比例的に、すべての示された住民数を減少させる。

2. 選挙権については、95条に規定された要件とともに、1年以上当該邦に正式に住所を定めていることを必要とする。

③ 邦憲法の内容（112条）

邦憲法には、次の基本法的諸規定が定められる。

1. 議員は、公民数に比例して、直接に選挙される。ただし、大規模町村の特別議員に関しては別に定めるところによる。
2. 選挙権および被選挙権に関しては、当該邦に正式に1年間住所を有しているということ以外に、帝国議会庶民院に関する選挙法が定めるのとは異なった、あるいは、それ以上の制限を規定することは許されない。
3. 選挙区は、できる限り、民族を考慮して決められなければならない。
4. 会議は、邦言語の平等権の承認の下において、公開される。
5. この憲法（筆者注：クレムジール憲法）によって邦権力に認められた自立的活動範囲は、これを越えることができない。

④ 複数民族のための仲裁裁判所（113条）

民族が混在する帝国諸邦は、真に民族的性質を持つ事項を仲裁裁判所という方法によって解決する制度を邦憲法に設けることが許される。

⑤ 邦の自立的立法権（114条）

邦の自立的立法権には、次の事項がある。

1. 邦財政事項
 - a) 邦資金や邦共有地の処分
 - b) 邦支出の弁済に当てるため邦によって行われる賦課
 - c) 邦の負債（借財）
 - d) 毎年の邦予算の確定
 - e) 邦会計の監査・審査・処理
2. 邦政治事項
 - a) 芸術および学問の振興
 - b) 信仰上の寄付による施設の監視
 - c) 救貧制度、病院および人道施設
 - d) 奉公人法規、防火および建築法規
3. 邦経済事項
 - a) 原料生産および生産力の向上、邦内交通の振興
 - b) 貯蓄銀行・質屋・抵当銀行の設立
 - c) 道路・運河による邦交通制度、河川改修およびその他の水利建造物
 - d) 邦目的のための公の建築物

⑥ 邦議会の立法事項（115条）

邦議会は、さらに、帝国法律によって定められた制限の範囲内において、次の事項を規定しなければならない。

1. 学制および国民教育制度
2. 宗教的および教会的事項
3. 114条に挙げられていないあらゆる分野での地方（邦）警察

⑦ 邦議会の立法事項（116条）

邦議会は、さらに、帝国法律によって指示されたあらゆる内部事項を規制しなければならない。

⑧ 邦法律の発効（117条）

邦議会の決議は、皇帝の裁可によって初めて、拘束力がある邦法律としての効力を有する。

⑨ 邦議会の権限（118条）

邦議会は、邦行政のあらゆる分野に関する説明を政府に要求し、請願を審議し、調査委員会を設置し、皇帝や帝国議会に対して上奏文を、他の邦の邦議会に対して書状を提出する権限を有する。

⑩ 邦議会の開催（119条）

邦議会は、皇帝によって、通常毎年11月15日に、邦政府の所在地において召集され、邦の長（筆者注：総督または地方長官）の仰々しいメッセージによって開催される。邦議会は、帝国議会と同時に開会されてはならない。

⑪ 邦議会の立法期と皇帝の邦議会解散権（120条）

すべて邦議会の立法期は3年である。皇帝は、新たな選挙の告示の下、邦議회를解散する権限を有する。

⑫ 邦議会の解散（121条）

帝国議会の地方院の解散は、同時にすべての邦議会の解散を伴う。

⑬ 帝国議会規定の邦議会への準用（122条）

75、76、77、78、79、81、82、83、84、85条および90条の諸規定は、本質的に邦議会にも適用される。

C. 郡議会および市町村（ゲマインデ）

① 郡議会議員（123条）

郡議会は、当該郡の代表者（議員）から構成され、邦議会議員と同時に、邦議会議員と同様の方法・期間で、邦議会議員の2倍の数で、選挙される。この規定によって、ある郡の代表者（議員）の数が当該邦議会の全議員の数よりも多くなるならば、同じ数にとどめられねばならない。

② 郡議会の召集（124条）

郡議会は、毎年の通常議会は、邦の長（筆者注：総督または地方長官）によって、郡政府の所在地において、10月15日に召集される。臨時議会については、郡長の裁量あ

るいは郡議会議員の3分の1以上の要求によって決められる。

③ 郡議会の活動領域（125条）

郡議会の活動領域には、次の事項がある。

1. 市町村（ゲマインデ）事項

- a) 帝国市町村法（帝国自治体法）（帝国ゲマインデ法）の遵守の下、市町村条例の立案、および、個々の市町村の法規の認可
- b) 基本財産の管理について、すべての市町村の監視・監督
- c) 市町村ないし市町村住民と市町村役員とのあらゆる争いに関して、帝国市町村法の規定に従って、上訴審として決定すること
- d) 居住権、および国民の市町村への受け入れ拒否について決定すること。市町村事項に対する郡の決定については、さらにそれ以上の上訴を認めない。

2. 郡の道路およびその他の郡の交通制度

3. 貯蓄銀行および質屋の設立

4. 市町村、または市町村のいくつかの管区にのみ関わるあらゆる事項の処理

④ 郡議会のさらなる権限（126条）

郡議会は、郡の利益に必要不可欠と認める場合には、帝国および邦の法律の範囲内において、さらに次の事項をも規制管理できる。

- a) 教育言語および教科の決定権を含む国民教育および教育制度。ただし、郡の諸言語を同じように公平に顧慮しなければならない。
- b) 救貧制度
- c) 病院および人道施設
- d) 地方の信仰上の寄付による施設
- e) 農業振興施設

⑤ 郡税（127条）

郡議会は、郡の需要の支払いに当てるため、郡税を徴収する権限を有する。

⑥ 邦議会による郡議会の機能代行（128条）

1つの郡からのみ成る邦においては、邦議会は、同時に郡議会の機能を有する。

⑦ 郡議会の解散（129条）

邦の長（筆者注：総督または地方長官）は、新たな選挙の告示の下、邦議会によって機能を代行されない郡議회를解散することができる。

⑧ 市町村の自己決定権と自己行政権（130条）

市町村は、もっぱら市町村の利害に関わるすべての事項を自ら決定する権利を有し、帝国市町村法および市町村条例によって規定された範囲内において、自己行政権を認められる。

⑨ 市町村の不可譲の権利（131条）

市町村法は、すべての市町村に不可譲の権利として次の事項を保障しなければならない。

- a) 市町村の長および議会議員の自由選挙

- b) 新たな住民の市町村への受け入れ
- c) 市町村事項の自立的行政権および市町村警察の管理運用
- d) 市町村財政（予算）の公開、および通例は審議の公開

市町村に受け入れを拒否する権利の制限、市町村共有地や市町村基本財産を売却したり負担を課する権利の制限は、市町村法で定める。

IV. 司法権

- ① 司法権の独立、専断裁判および領主裁判の廃止（132条）
司法権は自主独立であって、国家が任命する裁判官によって行使される。領邦君主の専断裁判および大臣裁判は許されない。領主裁判は存置できない。
- ② 裁判所の組織、裁判官の給与、裁判官候補者名簿（133条）
裁判所の組織、裁判官の給与の確定、あらかじめ公表した候補者名簿に従って君主が任用するところのより上位の裁判所官職に関する定め、候補者名簿の作成方法は、組織法によって規定される。
- ③ 軍事裁判所、商事裁判所、手形裁判所、海事裁判所、鉱区裁判所（134条）
軍事裁判所、商事裁判所、手形裁判所、海事裁判所、鉱区裁判所の設立については、特別法が定める。
- ④ 裁判官の罷免、転任など（135条）
裁判官は、終身として任命される。裁判官の罷免、降任、給与の減額、停職は、帝国最高裁判所の判決によってのみ可能である。また、本人の同意が無い限り、転任されない。
- ⑤ 裁判官の兼職の禁止（136条）
裁判官は、その職務以外に、統治に関わる有給の職務に就くことができない。
- ⑥ 司法と行政の分離（137条）
司法と行政は分離され、お互いに独立である。治安当局は、いかなる司法権も有しない。司法官庁と行政官庁との権限争いについては、法律の定める裁判所が決定する。
- ⑦ 基本権侵害と民刑事裁判（138条）
官吏が、職務を行使するに当たり、憲法によって定められた国民の権利を侵害した場合において、侵害を受けた者は、民事裁判によって、国家に対して補償（賠償）を請求することができる。この民事裁判は、責任を有する者に対する刑事訴追を排除するものではない。
- ⑨ 帝国最高裁判所裁判官の選任（139条）
中央政府の所在地に、帝国最高裁判所を置く。長官および半数の裁判官は皇帝によって任命され、副長官および残り半数の裁判官は地方院によって選ばれる。この帝国最高裁判所は、複数の部に分かれて活動してはならない。
- ⑩ 帝国最高裁判所の権限（140条）
帝国最高裁判所は、唯一の審級として、次の帝国の職務を行使しなければならない。

1. 官吏の職務行為によって憲法上の権限を侵害されたゆえの補償(賠償)の訴え(138条参照)
2. 裁判官の罷免・停職・転任問題
3. 帝国諸邦相互間のすべての権限争訟、中央政府権力と邦政府権力との権限争訟
4. 大臣、総督ないし地方長官などの邦の長、総督府参事に対する公訴の裁判
5. 国家元首・帝国議会・邦議会に対する陰謀ないし暗殺に対する公訴の裁判

V. 官吏

① 官吏関係と法(141条)

検察官を含めて裁判官でない官吏の特別な関係は、法律によって規定される。その法律によって、官吏は、実施機関の選択に際して政府を非合目的的に制限することなく、恣意的な解職および所得から適切な保護を与えられる。

VI. 財政

① 国家予算(142条)

帝国のすべての歳入および歳出は、毎年あらかじめ見積もり、国家予算に計上されねばならない。国家予算は、庶民院のみが議決できるところの法律によって、毎年確定される。

② 公課の徴収(143条)

帝国の租税および手数料は、国家予算に受け入れられ、または、特別法によって指示されている場合のみ、徴収できる。

③ 公課の免除・軽減(144条)

租税および手数料に関しては、いかなる特権も認められず、免除または軽減は、法律によってのみ定められる。

④ 起債および保証引受け(145条)

国債の起債、および、国家の負担に帰する保証の引き受けは、法律の根拠に基づいてのみ可能である。

⑤ 国家予算の超過(146条)

国家予算を超過することは、全閣僚によって副署され、理由を説明する正当に公布された命令によってのみ許される。次に召集される帝国議会に承認を受けるために提示されなければならない。

⑥ 帝国議会による会計審査(147条)

帝国の一般会計は、毎年、国家債務の概要とともに、帝国議会に提示されなければならない。これにより帝国政府の免責が得られる。

⑦ 境界監視と課税権(148条)

帝国諸邦は、帝国諸邦相互間の境界あるいは隣国との境界の監視ないし管理に必要な課税を、邦目的の出費を支弁するため、帝国立法権の許可を得てのみ、可決しうる。

(「クレムジール憲法草案 第Ⅶ章 武装権力」以下は、次号に続く。)

参考文献

- Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998.
Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht*, Scientia-Verlag, 1981.
Ernest C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
Robert Walter, Heiz Mayer, *Grundriß des Österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988.
Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992.
A.J.P.Taylor, *The Habsburg Monarchy 1809-1918 (New Edition)*, Hamish Hamilton, 1948.
Wilhelm Brauner, Zum Wesen der Grundrechte des „Kremsierer Verfassungsentwurfs“, *Österreichische Juristen-Zeitung*, SS.417-419,1989.
Robert Walter, Waren die „Grundrechte“ des „Kremsierer Verfassungsentwurfs“ bloße „Staatszielbestimmungen“?, *Österreichische Juristen-Zeitung*, SS.609-613,1990.
高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』、有信堂、2009年。
南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
スティーヴン・ベラー著 坂井榮八郎監訳・川瀬美保訳『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』、刀水書房、2001年。
ハンス・コーン著 稲野強・小沢弘明・柴宜弘・南塚信吾共訳『ハプスブルク帝国史入門』、恒文社、1982年。 など